

平成25年12月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 配当異議控訴事件 (原審・さいたま地方裁判所平成●●
年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成25年10月30日

判 決

控訴人	有限会社X
被控訴人	国
被控訴人	Y1市
被控訴人	株式会社Y3
被控訴人	Y2

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人の本件訴えを却下する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) さいたま地方裁判所が同庁平成●●年(〇〇)第●●号担保不動産競売事件につき平成25年1月11日に作成した配当表の「配当実施額等」の欄のうち、被控訴人国(東村山税務署)への配当額172万7188円とあるのを0円と、被控訴人Y1市への配当額6万5700円とあるのを0円と、被控訴人株式会社Y3及び被控訴人Y2への配当額752万5113円と

あるのを0円と、剰余金931万8001円を控訴人に交付すると、それぞれ変更する。

(3) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人らの負担とする。

2 被控訴人国

(1) 原判決のうち、被控訴人国に関する部分を取り消す。

(2) 控訴人の被控訴人国に対する訴えを却下する。

(3) 訴訟費用のうち、控訴人と被控訴人国との間に生じた部分は、第1、2審を通じ、控訴人の負担とする。

3 被控訴人Y1市

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

4 被控訴人株式会社Y3（以下「被控訴人Y3」という。）及び被控訴人Y2（以下「被控訴人Y2」という。）

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、別紙物件目録記載の各不動産（以下「本件各不動産」という。）について、株式会社B（以下「B」という。）が抵当権（平成20年12月25日受付同日設定を原因とする設定登記）に基づいて申し立てた担保不動産競売事件（さいたま地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号。以下「本件競売事件」という。）の債務者である控訴人が、本件競売事件における平成25年1月11日付けの配当表につき、同日の配当期日で配当異議の申出をした上で、同月18日に同裁判所に本件訴えを提起し、本件競売事件における競売開始決定当時、本件各不動産は、不動産登記簿上は有限会社A（以下「A」という。）の所有名義になっていたが、真実の所有者は控訴人であると主張して、この配当表につき、被控訴人らに対する各配当額を0円に、同各配当額とされている分を剰

余金として控訴人に交付することにそれぞれ変更することを求める配当異議訴訟である。

2 原審は、控訴人の被控訴人らに対する請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として本件控訴をした。

3 前提事実（甲1、2、乙1ないし7、弁論の全趣旨）

(1) 本件各不動産に係る所有権移転登記等

ア 控訴人は、平成16年5月20日、本件各不動産を売買により取得し、その旨の所有権移転登記をした。

イ 控訴人は、平成20年12月25日、本件各不動産につき、Bとの間で、Bを抵当権者、控訴人を債務者、原因を同日金銭消費貸借、債権額を1100万円とする抵当権（以下「本件抵当権」という。）を設定し、その旨の登記がされた。

ウ その後、本件各不動産につき、控訴人からAに対し、平成23年8月26日売買を原因として、所有権移転登記がされた。

(2) 本件競売事件の経過等

ア Bは、本件抵当権に基づき、さいたま地方裁判所（以下「執行裁判所」という。）に対し、本件各不動産の競売を申し立てた。

イ 執行裁判所は、平成24年1月13日、申立債権者をB、債務者を控訴人、所有者をAとする担保不動産競売開始決定（以下「本件競売開始決定」という。）をし、同月16日、本件各不動産につき、同決定を原因とする差押登記がされた。

ウ 本件競売開始決定時、本件各不動産には、本件抵当権のほか、次の各登記がされていた。

(ア) 平成22年7月27日受付の抵当権設定仮登記

原因 同月21日金銭消費貸借同日設定

債権額 200万円

債務者 控訴人

権利者 E

(イ) 平成23年8月26日受付の根抵当権設定仮登記

原因 同日設定

極度額 2000万円

債務者 A

権利者 被控訴人Y3

エ 本件競売開始決定後、前記ウ(イ)の根抵当権設定仮登記につき、平成24年9月10日受付で、権利者を被控訴人Y2、原因を同月6日譲渡とする根抵当権移転仮登記がされた。

オ (ア) 被控訴人国(東村山税務署長)は、平成24年2月21日、執行裁判所に対し、滞納者Aに係る滞納税金の交付要求をした。

(イ) 被控訴人Y1市は、同年3月9日、執行裁判所に対し、滞納者Aに係る滞納税金の交付要求をした。

カ (ア) 執行裁判所は、平成24年9月19日、有限会社Fに対し、本件各不動産の売却許可決定(売却代金は2655万円)をした。

(イ) 同有限会社は、同年11月19日、売却代金2655万円を執行裁判所に納付し、同月20日、本件各不動産につき、担保不動産競売による売却を原因として、同有限会社に対する所有権移転登記がされた。

(3) 控訴人の配当異議等

ア 執行裁判所は、本件各不動産の上記売却代金2655万円について、Bの手続費用に係る配当額を65万1812円、Bに対する本件抵当権に係る配当額を1428万7787円、本件各不動産に係る抵当権設定仮登記(前記(2)ウ(ア))の権利者Eに対する配当額を229万2400円、被控訴人国(公債権グループ)の公租(滞納者A)に対する配当額を

172万7188円、被控訴人Y1市（公債権グループ）の公租（滞納者A）に対する配当額を6万5700円、本件各不動産に係る根抵当権設定仮登記（前記（2）ウ（イ））の権利者被控訴人Y3及び同根抵当権移転仮登記（前記（2）エ）の権利者被控訴人Y2に対する配当額を752万5113円などとする平成25年1月11日付け配当表（以下「本件配当表」という。）を作成した。

イ 控訴人は、平成25年1月11日の配当期日において、本件配当表につき、Eを除くB及び被控訴人らに対する配当額の全額に異議を申し出、同月18日、本件配当異議の訴えを提起した。

4 当事者の主張

（1） 控訴人

ア （本案前の主張）

（ア） 被控訴人国は形式的な手続論（民事執行法）で配当異議の却下を求めているが、配当についての民事執行法は事務的な方法を定めた規定に過ぎず、憲法が保障した財産権（憲法29条）に優先しないことは明らかである。

（イ） そもそもAへの所有権移転の登記は詐欺によるものであるため、被控訴人国及び被控訴人Y1市の交付要求は盗徒からの配当を求めているようなもので正義に反する行為であり、即刻、交付要求を取り下げるべきである。

イ （本案の主張）

（ア） 本件各不動産につき、平成23年8月26日売買を原因として控訴人からAへの所有権移転登記がされているが、このような売買契約は締結されておらず、この所有権移転登記も控訴人の意思に基づかないでされた不実・無効のものである。したがって、この所有権移転登記の有効性を前提とする根抵当権設定仮登記（登記簿上の権利者は被

控訴人Y3)及び同根抵当権設定仮登記(登記簿上の権利者は被控訴人Y2)並びに被控訴人国及び被控訴人Y1市のAに対する滞納処分も、いずれも無効のものと評価できる。

(イ) 控訴人からAへの名義変更は、詐欺行為によってされたものであり、本件各不動産について控訴人を売主、Aを買主とする売買契約書は偽造である。本件各不動産について、Aへの所有権移転登記がされたのは平成23年8月26日であるが、それ以前の平成20年12月25日に本件抵当権の設定登記がされ、平成22年7月27日にEを権利者とする債権額200万円の抵当権設定仮登記がされ、さらに、同年11月24日にはG県の差押登記がされている。このような物件を、先順位の権利問題を処理しないまま購入するなど常識的にあり得ない。

(ウ) 被控訴人Y3は、Aに対する資金提供を通じてAの詐欺行為に加担したのであって、そのような不法行為によって得た債権が正当なものであるはずがないし、被控訴人国をはじめとする公的機関がその上前をはねるといような配当は、正義に反し不法で無効というべきである。

(エ) Bは、本件各不動産に対する競売申立ての時点において、本件抵当権に係る被担保債権を有していなかったから、この競売申立ては違法かつ無効であり、競売手続そのものが無効であって、配当手続も無効ある。

(2) 被控訴人国

ア 控訴人の被控訴人国に対する訴えは不適法であるから、却下すべきである。

イ 民事執行法は、不動産に対する担保競売手続の開始段階においては、第三者異議の訴え等を用意し、実体的な権利関係を手続に反映させること

により担保競売手続の実体的正当性を保障し、競売対象不動産の換価及びその売却代金の配当の段階においては、配当異議の訴えを用意し、配当の実体的正当性を保障しているのであり、こうした不動産に対する担保競売手続の制度設計・構造を前提にすると、配当異議の訴えは、執行の開始から換価に至るまでの手続が正当に行われたことを前提に、債権者にとって満足的な段階である配当手続において、配当額の基礎となる債権との関係で、配当内容の実体的適否を判決手続により確定することをその役割とするものであるといえる。

ウ しかるに、配当異議の訴えにおいて、競売対象不動産の所有権等の帰属を争わせるとすると、競売対象不動産の登記名義人を執行債務者とするこの実体的正当性を前提に進行してきた担保不動産競売手続について、配当の段階において、その前提としていた執行対象財産の所有権の帰属についての実体的適否の判断を求めることになるものであって、これが第三者異議の訴えの対象となるか否かはともかく、配当異議の訴えにおいて、その判断を求めることは、法が許容しないものであるといわざるを得ない。

エ 以上のように、配当異議の訴えにおいて、競売対象不動産の所有権等の帰属を争うことは、①競売対象不動産の登記名義人を執行債務者として確定し、その実体的正当性を前提に進行してきた担保不動産競売手続について、既に債権者にとって満足的な段階である配当手続においてその前提を覆すことになること、②本質的には債権者間の権利調整のための手続であるという配当異議の訴えの性格にそぐわないこと、③新たな執行債務者の債権者に対する手続保障を著しく欠くことになることから、そのような内容の訴えは、法が許容しないものとして不適法というべきである。

オ 控訴人の被控訴人国に対する訴えは、競売対象不動産である本件各不動産の所有権の帰属を配当異議の訴えの中で争おうとするものであって、法が許容しない不適法なものであるから、却下されるべきである。

(3) 被控訴人 Y 1 市

本件各不動産について、控訴人から A に対する売買契約が締結されておらず所有権移転登記が無効であるとの控訴人の主張、及び被控訴人 Y 1 市の滞納処分が無効であるとの控訴人の主張は争う。

また、本件競売事件の競売手続及び配当手続が無効であるとの控訴人の主張は争う。

(4) 被控訴人 Y 3 及び被控訴人 Y 2

本件各不動産については、控訴人と A との間で有効に売買契約が締結されて所有権移転登記がされたものである。

この売買契約の効力が本件の競売に影響を及ぼすことはあり得ないし、競売手続が完了した現時点において、競売申立てが無効であるとの控訴人の主張は無意味である。

第 3 当裁判所の判断

- 1 不動産を目的とする担保権の実行としての競売における配当手続については、民事執行法 188 条において、不動産に対する強制競売における債務者の配当異議の申出等に関する同法 89 条 1 項及び 90 条 1 項の規定が準用されているところ、競売申立てに係る抵当権が当該不動産の所有者以外の者の債務の担保のために設定されたものである場合には、上記準用に係る規定における「債務者」には、当該不動産の所有者のほか、上記被担保債権の債務者も含まれ、この債務者も、被担保債権その他自己の債権者の債権への配当額に変動を生じ得る範囲において、配当異議の申出等を行うことができるものと解するのが相当である（最高裁判所平成 9 年 2 月 25 日第三小法廷判決・民集 51 卷 2 号 432 頁参照）。
- 2 これを本件について見るに、前記前提事実によれば、控訴人は、本件抵当権の被担保債権の債務者であるから、この被担保債権についての B への配当額又は自己の債権者である E への配当額に変動を生じ得る範囲においてのみ配当異

議の申出等を行うことができるものである。

しかるに、控訴人の被控訴人らに対する本件訴えの趣旨は、要するに、本件各不動産の真実の所有者が控訴人であることを理由として、本件配当表につき、被控訴人らに対する各配当額を本件配当表に記載された各金額からいずれも0円に、当該金額を剰余金として控訴人に交付することにそれぞれ変更することを求めるものであるから、B又はEへの配当額に変動を生じさせることを目的とするものとはいえない。

したがって、本件配当異議の訴えは、訴えの利益を欠き、不適法というべきである。

第4 結論

よって、本件訴えは不適法であるから却下すべきところ、これと異なる原判決を取り消して、本件訴えを却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法67条1項、61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 瀧澤 泉

裁判官 寺本 昌広

裁判官 梶 智紀

(別紙)

物件目録

- | | | |
|---|------|--------------|
| 1 | 所在 | 上尾市 |
| | 地番 | |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 198.34平方メートル |
| 2 | 所在 | 上尾市 |
| | 地番 | |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 66.11平方メートル |
| 3 | 所在 | 上尾市 |
| | 家屋番号 | |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 木造セメント瓦葺平家建 |
| | 床面積 | 31.03平方メートル |

以上